

高根カントリー倶楽部

ゴルフ場利用約款

（約款および諸規定の遵守）

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、会員・非会員を問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため当倶楽部規約・細則・日本ゴルフ協会の規約等によるほか本約款に従ってご利用いただきます。

（約款の確認と署名）

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、来場の際フロントにおいて本約款を確認したうえで、スタート時間の 30 分前までに所定の署名簿に署名してください。

（利用の申し込みと予約）

第3条 ① 当ゴルフ場をご利用されるときは、別に定めた要領により、プレー日及びスタート時間をお申し込みください。
② ご予約を頻繁にキャンセルされる方からのご予約は、ご予約あるいはご利用をお断りさせていただく場合があります。

（休場日・開場時間）

第4条 休場日と開場時間は当倶楽部の規定によりますが、臨時に変更することがあります。

（施設利用の拒絶）

第5条 当ゴルフ場は、次の場合に施設のご利用及びご利用の継続をお断りいたします。
① 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
② 非会員の利用に際し、会員の同伴または紹介等がないとき。
③ 天災・天候その他、やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
④ 暴力団関係者・反社会的組織の団体構成員、その他暴力的不法行為を行う恐れのある者。
⑤ 保護者の同伴していない 18 歳未満の者。
⑥ 当ゴルフ場の施設を利用されるのに好ましくない服装、ルール、マナー、エチケットなどの事由があるとき
⑦ 偽名または他人名義での申込みをしたとき。
⑧ 本約款に違反したとき。

（利用継続の拒絶）

第6条 当ゴルフ場は、次の場合にはプレーの途中においても利用継続をお断りいたします。この場合の 利用料金はお支払い頂きます。
① 天候その他、やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
② 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められたとき。その他、公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
③ 従業員又はキャディの指示、注意に従わないとき。
④ 技術の未熟およびマナーに欠け、他のご利用者に著しく迷惑を及ぼしたとき。
⑤ 本約款の何れかの条項に違背して好ましくない行為があったとき。

（金銭その他貴重品の保管）

第7条 ① 金銭その他の貴重品は貴重品ロッカーにお預けいただくか、当ゴルフ場所定の封筒に入れ記名封印をしてフロントにお預けにならない限り、当ゴルフ場は責任を負いません。
② 御貴重品御預袋引換証は、利用者の責任で保管してください。万一、管理不十分で事故(盗難、紛失等)があっても当ゴルフ場は責任を負いません。
③ 貴重品ロッカーの利用にあたっては、セーフティーボックス利用規約を遵守してください。

（貸しロッカー）

第8条 当日貸しロッカーともにその収納品の盗難、紛失、損傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

（携帯品・自動車）

第9条 利用者の携帯品や駐車場の自動車につきましても、盗難、紛失、損傷等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

（危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

第10条 ① ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任においてプレーしてください。
② 万一、プレー中に他のお客様に損傷を与えた場合、お客様自身の責任において解決していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

（素振り）

第11条 ① 素振りは、ティグラウンド内の打席または、特に指定された場所以外ではしないでください。
② プレーヤーは、自己の打順以外はティグラウンドに立ち入らないでください。

（飛距離の確認）

第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように注意してください。

（キャディ及びフォアキャディの合図）

第13条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図ですから、合図があっても打者は自分の飛距離を自分で判断して打球してください。

（打者の前方に出ないこと）

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対出ないでください。打球によって生じた事故は当事者間で解決してください。当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

（隣接ホールへの打ち込み）

第15条 ① 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛球方向について適切に判断し、慎重に打球してください。
② 隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように留意するとともに自己の同伴プレーヤーにも十分気をつけ、危険のないことを確認してから打球してください。

（退避及び待避所）

第16条 ① 後続組に対して打球させる時、先行組のプレーヤーは、後続組の打者全員が打ち終わるまで安全な場所に退避してください
② 待避所の設けてあるホールでは後続組が打ち終わるまで必ず待避所内に退避してください。

（ホールアウト後の退去）

第17条 ホールアウトをした後は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に注意しながら安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

（雷・地震など発生の場合）

第18条 雷光・雷鳴や地震など緊急事態発生の場合は直ちにプレーを中断し、避難小屋・コース売店等安全と思われる場所に避難してください。

（火気使用の禁止）

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外を禁止とします。マッチの燃え殻、煙草の吸殻はよく消して必ず灰皿にお入れください。

（違背の場合の責任）

第20条 当ゴルフ場は次の場合に損害賠償の責任を負いません。
① 利用者が第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条に違背し第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
② 利用者が第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条に違背して自ら傷害等を受けた場合。

（プレー終了後の用具等の確認）

第21条 利用者はプレー終了後、クラブ・用具等の点検を慎重にしてください。確認後のクラブの不足、損傷等について当ゴルフ場は責任を負いません。

（損害賠償の責任）

第22条 利用者の故意または過失による従業員及び施設への損害については、その損害相当分を請求致します。

（リモコン乗用カートの取扱い）

第23条 リモコン乗用カートの運転者は確実に操作して人身事故や施設・カート等に損傷を及ぼさないよう十分安全確認をおこない利用してください。

- ① カートの発進時は周囲の状況や同行者の安全確認の上、発進操作してください。
- ② 自動停止装置は、人や傷害物(カート以外)には反応しません。緊急時はブレーキを踏んで停止させてください。
- ③ 同伴者またはプレーヤーに損害を与えた場合、お客様自身の責任において解決していただきますので十分ご注意ください。
- ④ プレーヤーの怪我、カートの故障等で緊急連絡が必要な場合は、無線によりクラブハウスにご連絡ください。
- ⑤ その他、当ゴルフ場が定めた注意事項を遵守してください。

（浴場の利用）

第24条 浴場においては、下記の方の利用をお断り致します。

- ① 泥酔の方
- ② 入れ墨のある方
- ③ 他人に感染の恐れのある病気の方

（施設内への持込品の禁止）

第25条 本ゴルフ場の施設内には次の物の持込をお断り致します。

- ① 銃砲・刀剣類
- ② 火薬・揮発油等の発火、爆発の恐れのあるもの
- ③ 動物・鳥類等
- ④ 騒音を発するもの
- ⑤ 著しく悪臭を放つもの
- ⑥ その他、危険物及びゴルフ場の秩序や雰囲気損なう恐れのあるもの

（ゴルフ場における禁止行為）

第26条 施設内では次の行為を禁止します。

- ① 賭博その他風紀を乱す行為
- ② 許可のない物品の販売、宣伝広告など
- ③ 許可のない利用者以外のコース内への立ち入り。特に許可した場合であっても利用者以外が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の責任を負いません。
- ④ 写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)

（宅配便の取扱い）

第27条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において当ゴルフ場は、あくまで当事者を代行し行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任は負いません。

（個人情報の取扱い）

第28条 当ゴルフ場はご予約時点で電話・FAX・メール等で頂いた個人情報とプレー当日に署名簿に署名を頂いた個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理致します。

（遺失物の取扱い）

第29条 遺失物は発見した日より3ヶ月間お預かりします。発見日から3ヶ月経過後ご本人より連絡がない場合、当ゴルフ場で任意処分しますので予めご了承ください。

（信義則）

第30条 その他規約・本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り信義、誠実の原則に従って解決されるものと致します。

（附則）

本約款は平成 21 年 2 月 1 日より施行する。

改訂 平成 23 年 10 月 1 日

改訂 平成 27 年 6 月 1 日